



余市町低所得世帯緊急支援給付金 (3万円/1世帯)について

※支給の対象となる世帯には、8月10日頃から支給手續に必要な書類(確認書)を順次発送予定です

- 余市町低所得世帯緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年度住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です
 - 給付金を受給するためには、手續が必要です
- ※裏面の「給付金の支給手續」をご覧ください

給付金の支給額

1世帯あたり3万円(1回のみ)

給付金の支給時期

余市町が確認書(または申請書)を受理した日から概ね3週間後が目安です

支給対象となる世帯

基準日(令和5年6月1日)時点において、余市町に住民登録があり、世帯全員が「令和5年度住民税均等割が非課税(令和4年分の収入が対象)」である世帯

※本給付金については、世帯の全員が住民税が課されている者から扶養を受けている非課税世帯等も対象となります
※家計急変世帯は支給対象ではありません



余市町低所得世帯緊急支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

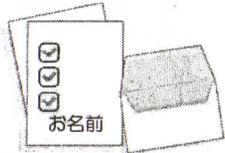
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、余市町や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください

給付金の支給手続き

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、8月10日頃から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます

※確認書が届かなかつた場合は対象となりません(課税者など)



- 中身を確認して、民生部福祉課に同封の返信用封筒で

返信してください(切手不要)



【確認事項】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないか など

- 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります
- 意図的に虚偽の記載や不正等をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります
- 支給された本給付金は、差押禁止等及び非課税となります

お問い合わせ

余市町役場民生部福祉課(低所得世帯緊急支援給付金窓口)

**0135-21-2120 受付時間 平日9:00~17:00
(土・日・祝を除く)**

個別の課税状況等について、お電話でのお問い合わせには回答できません